

新型インフルエンザ等対策有識者会議運営規則

平成24年9月11日
新型インフルエンザ等対策有識者会議会長決定

新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）の運営については、「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について（平成24年8月3日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定）」に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

1 議事

- (1) 有識者会議及び基本的対処方針等諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）は、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。
- (2) 分科会は、構成員及び議事に関係のある臨時構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。
- (3) 有識者会議及び諮問委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、有識者会議の長及び諮問委員会の長の決するところによる。
- (4) 分科会の議事は、出席した構成員及び議事に関係のある臨時構成員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会の長の決するところによる。
- (5) 有識者会議は、有識者会議の長が認める場合は、分科会の議決をもって有識者会議の議決とすることができる。

2 議事の特例

有識者会議及び分科会の構成員は、有識者会議の長及び分科会の長の了承を得た場合に限り、代理人に出席させることができる。

3 会議の公開

- (1) 有識者会議等は、原則として会議を公開し、又は議事録を公開するものとする。ただし、有識者会議等の長は、公開することにより公平かつ中立な検討に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- (2) (1) ただし書きの規定により会議及び議事録を公開しないこととした場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨（発言者名なし）を公表するものとする。
- (3) 有識者会議等の資料は、有識者会議等の長が検討の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な検討に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときを除き、公開するものとする。